

令和5年度分会費は6月5日(月)に引落になります。詳細は6ページをご覧ください。



大井町 河津桜 撮影 職員



一般社団法人
保土ヶ谷青色申告会
〒240-0044
保土ヶ谷区仏向町154-2
ゴトービル2F
TEL 045-442-7201
FAX 045-442-7251
発行人 平井 武男
編集 広報委員会

会員の皆様、確定申告お疲れ様でした。

所得税確定申告1,655件 消費税確定申告104件 ※3月6日までの件数

東京地方税理士会保土ヶ谷支部の税理士先生方のご協力のもと決算申告指導並びにe-Tax代理送信を行いました。ありがとうございました。

今年もブルーリターンAユーザーのみ対象でe-Tax代理送信を行いました。

代理送信件数 384件
(所得税 323件・消費税 61件)



令和4年分の確定申告 振替納税ご利用の方へ

口座振替日は下記の通りです。必ず前日までに振替口座と残高をご確認ください。
残高不足等で振替不能となった場合は現金で納付する必要がある、延滞税が掛かります。

所得税：4月24日(月) 消費税：4月27日(木)

※ 所得税を延納する場合の期限：5月31日(水)



インボイス発行事業者の登録をした方は消費税の申告・納税が必要です!

帳簿の記載等も必要になりますので、4月～9月の間にご予約の上記帳等の指導を受けてください。申告期では間に合いません! 消費税に対応した会計ソフト「ブルーリターンA」も販売しています。日々の入力ですべての申告書まで作成できます。

個人で事業や不動産貸付け等を行う全ての方は日々の取引を帳簿に記帳する義務があります。

インボイス発行事業者の登録申請書の令和5年4月1日以後の提出について

令和5年10月1日に登録を受けようとする事業者が申請期限である令和5年3月31日後に提出する登録申請書の取扱いについては、当該事業者が令和5年4月1日以後に困難な事情の記載がない登録申請書が提出されたとしても、令和5年9月30日までの申請については、インボイス制度が始まる令和5年10月1日を登録開始日として登録されることとなります。

なお、インボイス制度への対応には事業者の皆様において各種準備が必要となるほか、登録通知が届くまで一定の期間を要することとなりますので、登録をお決めの方はお早めの申請をおすすめします。

※登録申請書の書き方が分からない方は申告会へご予約の上お越しください。

インボイス発行事業者となる場合…

インボイスって、
どう作ればいいの？

ポイント

「インボイス」という名称の書類を新たに作成する必要はなく、現在の請求書や領収書等に不足する項目を追加するイメージです

～ 請求書の対応例 ～

※ 下線部は、特に注意する項目です

※ 登録番号は、登録後に税務署から通知される番号です

① 交付先の相手方 (売上先)の 氏名又は名称	請求書 (株)〇〇 御中		▲▲▲▲(株) 登録番号T1234...	④ 売手 (当社) の氏名 又は名称及び登録番号
② 取引年月日	日付	品名	金額	⑤ 取引内容 (軽減税率の対象品目 である旨)
	11/1	魚 ※	5,000円	
	11/1	豚肉 ※	10,000円	
	11/15	割りばし	1,000円	
	11/29	タオルセット	2,000円	
③ 税率ごとに区分 して合計した対価 の額及び適用税率	※ 軽減税率対象			⑥ 税率ごとに区分 した消費税額
	8%対象	15,000円	消費税1,200円	
	10%対象	3,000円	消費税 300円	

- ▶ 様式の定めはなく、また手書きであっても、**上記（①から⑥）の記載事項を満たしたものであればインボイスになります**（請求書に限られません）
- ▶ 現在売上先に交付している**全ての書類をインボイスに対応する必要はありません**
どの書類をインボイスとするか、売上先とも相談しながら準備を進めましょう
- ▶ 売上先が「仕入明細書」などの形で**作成する書類も該当します**

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増すには、どんなものがあるの？

制度の特長

① 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

契約者貸付けの利用が可能
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

② 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

他にもこんな特徴があります。

共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

③ 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】平日 9:00～17:00

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは右記のQRコード又は
ホームページからご確認ください。

小規模共済

検索

加入・掛金のご質問は
こちらをクリック
24時間いつでも
チャットで質問可能です
小規模企業共済



Be a Great Small.
中小機構

五月二十三日(火)午後は事務所を閉所します。指導は全て予約制です。来所の際は必ず会員証をご提示ください。

株・配当・先物取引がある方

令和5年分確定申告より、株式譲渡・配当所得・先物取引などについては申告会では集計しません(集計内容の確認もしません)。

ご自身の責任で集計して来てください。集計方法が分からない方は年内にご予約の上ご来所ください。

◇日曜日指導会◇

平日来所出来ない方、減価償却の計算、記帳でお悩みの方など、ご希望の方は開催日1週間前までにご予約ください。

日 程 5月21日(日) 6月25日(日)
7月30日(日)

指導開始時間 ①9:00 ②10:00
③11:00 午前だけの営業

※当日キャンセル、無断欠席をされた場合は以後予約できません。
また、ご予約いただいていない方は指導できません。

◇会計ソフト『ブルーリターンA』個別指導会◇

インボイス・消費税・
e-Taxにも対応!

入力は順調ですか? 手書き帳簿の方で会計ソフトに興味のある方! 記帳から申告まで「ブルーリターンA」をスムーズに使っていただけるよう指導会を行います。購入も出来ます。ご希望の日時をご予約ください。

日程 6月12日(月)~16日(金) 左記以外の日程でも指導を行っています。お問合せください。

申告が済んだら
やること!

令和4年分の確定申告書・青色申告決算書(収支内訳書)の再確認

申告書(決算書)に誤りを見つけたら、早急に申告会又は税務署へ

提出した後に計算誤りなど決算書・申告書に間違いを見つけた場合、訂正の手続きが必要です。

決算書 収支内訳書	・売上の金額を間違えていた。(売上が漏れていた等) ・令和4年に支払った経費の領収書が出てきた。(計上漏れ) ・仕事で使う固定資産(車・パソコン)を購入したが減価償却していない。
所得税申告書	・扶養控除(配偶者控除)にした親族の給与収入が103万円を超えていた。 ・保険の満期金を計算に入れていなかった。・年金や給与の収入を間違えていた。 ・給与(アルバイト)の収入を申告の計算に入れていなかった。 ・医療費控除を受けたが、高額療養費等の入金があった。
消費税申告書	・売上の金額が間違っていた。・税率(10%と軽8%)を間違えていた。 ・課税と非課税の区分を間違えていた。・簡易課税の事業区分が間違えていた。 ・事業用固定資産の売却額(下取り)を課税売上にしていなかった。

納税額を少なく申告した場合・・・修正申告

申告書(第1表・第2表)に正しい申告額などを記入して所轄の税務署に提出し、差額を納税します。法定納期限の翌日から納付日までの延滞税がかかります。期限はありませんが出来るだけ早く修正申告してください。自主的に修正するのと税務署から指摘を受けて申告するのでは税額が違います。※前者の場合、過少申告加算税がかかりません。

納税額を多く申告した場合・・・更正の請求

確定申告書を提出した後に申告書に書いた税額等に誤りがあり、申告等をした税額等が実際より多かったときに正しい額に訂正することを求める場合の手続きです。更正の請求書に訂正後の金額などを記入して所轄の税務署に提出します。その際に更正の請求の理由の基礎となる「事実を証明する書類」の添付が必要です。提出期限は法定申告期限から5年以内。



会員証を紛失した方は事務局へご連絡ください。再発行致します。

確定申告で納付した税金の処理は？

	納税の場合	還付の場合
所得税	経費になりません。 事業主貸で処理をします。	収入になりません。事業主借で処理をします。 還付加算金は確定申告で雑所得にします。
消費税	税込経理方式 (税抜経理方式は処理が異なります。)	
	租税公課として処理をします。 ※不課税	還付金は雑収入になります。 ※不課税

納付した税金等は経費になる？ ならない？

○経費になるもの	租税公課(経費科目)	×経費にならないもの	事業主貸
・納税した消費税、消費税中間納付(税込経理方式) ・個人事業税 ・事業用車両の自動車税 ・固定資産税(都市計画税) ・印紙税(収入印紙) ・償却資産税 ・店舗や事務所に使用している固定資産 ・不動産貸付物件(土地・建物)		・所得税、予定納税(第1・2期分) ・住民税(市・県民税) ・相続税 ・延滞税 ・事業に使用していない車両の自動車税 ・事業に使用していない建物等の固定資産税	
※事業用と家事用を共用の場合は事業割合により按分が必要です。		※交通違反の反則金、過料、科料などなりません。	

青色申告の場合 保存が必要なもの

		保存期間
帳簿	仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳など	7年
書類	決算関係書類	7年
	損益計算書、貸借対照表、棚卸表など	7年
	現金預金取引等関係書類	7年
	領収証、小切手控、預金通帳、借用証など	7年
	その他の書類	5年
	取引に関して作成し、又は受領した上記以外の書類 (請求書、見積書、契約書、納品書、送り状など)	5年

※保存期間は、帳簿についてはその年の翌年3月15日の翌日から7年間、書類についてはその作成又は受領の日の属する年の翌年3月15日の翌日から7年間(又は5年間)となります。

会計ソフトブルーリターンAご利用の方は帳簿の印刷と繰越処理！

※申告会で申告書を完成させた方は、必ず、データの復元を行ってから処理を行ってください。

1 総勘定元帳の印刷 令和4年分の帳簿の印刷をします。

23 帳簿入力 → 総勘定元帳 → 全科目 → 確定 → 現金の帳簿が表示される → 印刷(F1) → 科目単位にチェック → 選択したすべての科目を印刷するにチェック → 実行

※インクや用紙を十分に用意して、時間に余裕のある時に印刷してください。

※申告会で印刷ができます。(有料)

※「国税関係帳簿・書類の電磁的記録による保存等の承認申請書」の承認を受けた方、「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書(優良)」の提出をされた方は総勘定元帳の印刷は不要です。(但し、データをUSB等に保管が必要です。)



2 令和4年分(会計年2022)のデータをバックアップします。

51 データのバックアップ → USBメモリ等にバックアップ → 実行

※USBはハードウェアの安全な取り外しの処理またはシャットダウンをして、パソコンから取り外しましょう。処理をせずに取り外すとパソコンの壊れる原因になります。ご注意ください。

3 翌年への繰越処理をします。 上記のすべての処理が済んでから実行してください。

81 翌年への繰越処理 → 参照先の会計期間が 2022/01/01~2022/12/31 になっているか確認 → 繰越先の会計期間が 2023/01/01~2023/12/31 になっているか確認 → 実行 → はい → OK

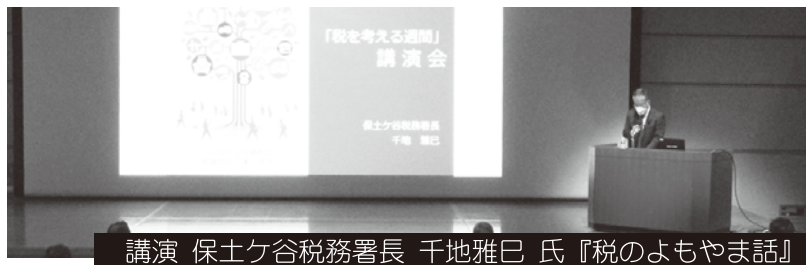
4 会計年が2023に切り替わったのを確認して今年の入力を開始してください。

繰越前に入力していたデータは引き継がれます。開始残高は絶対に変更しないでください。

「税を考える週間」講演会 令和4年11月22日(火) サンハート

瀬谷区 山本豊三

コロナにより3年振りに開催された講演会は感染予防から定員の半数の募集でした。開催には役員・事務所の皆様は検温・座席の配置等大変だったと思います。平井武男会長のご挨拶、千地雅巳保土ヶ谷税務署長の「税のよもやま話」の講演がありました。アトラクションは中国雑技団による壺回し。高椅子の倒立芸等の迫真の演技でした。変面ショーは踊りながら顔を左右に振ると15回以上変面しました。迫真の演技に満足しました。



講演 保土ヶ谷税務署長 千地雅巳 氏『税のよもやま話』

3年振りの「税を考える週間」講演会が開催されました。人数制限を設けましたが、多くの方にご参加いただき有難うございました。



中国雑技団・
変面ショー

旭女性部研修旅行

11月8日(火)

今井智子



天気も良く、コロナが収まりつつある中、久しぶりの研修旅行。お土産も多数あり、クーポンと県民割で盛り沢山。又新鮮な空気と景色と食べ物も大満足でした。この旅が申告会の方々と共有出来た事が何よりでした。又申告について勉強も出来良かったです。

旅行会社・運転手・役員・幹事の方々のおかげで感謝でございます。次の機会に皆様と又お会い出来る事を願います。今回は楽しいバス研修旅行を本当にありがとうございました。

瀬谷女性部ガーデニング講座

11月29日(火)

瀬谷女性部一同

コロナの感染者が増え始めたなかでしたが、ガーデニング講座「寄せ植えしてみませんか」を開催する事が出来ました。ガーデンシクラメン・ローズマリー・葉ボタン・ビオラ・チュウリップ・シロタエギク全部で6種類の苗を前に、夢中になって作りました。

講師の廣瀬さんの鉢と苗とのバランス、土の量についてのアドバイスがあり、とても分かりやすかったと感想を頂きました。会員の皆様ご参加ありがとうございました。



理事会報告

日時 12月14日(水) 午後2時
場所 星川一丁目自治会館
出席者が過半数を超えており成立しました。

議題Ⅰ 議事録署名人選出

河西秀忠 理事、武重志保子 理事

議題Ⅱ 税制指導委員会

1. 確定申告期の指導体制について
2. 指導会実績について
3. 受付役員研修会について
4. 適格請求書等保存方式(インボイス制度)について
5. 株式の譲渡所得などの指導について
6. 令和5年度 事業計画等について

議題Ⅲ 組織委員会

1. 会員数について
2. 入会勧奨について
3. 青色コーナーについて
獲得目標: 100件
4. 班数・班長不在会員数推移
5. 令和5年度 事業計画について

議題Ⅳ 事業厚生委員会

1. 研修旅行について
2. 税を考える週間 講演会について
3. 生活習慣病健康診断・人間ドックについて
4. 事業復活支援金の登録確認機関について
5. 令和5年度 事業計画について

議題Ⅴ 広報委員会

1. 会報の発行について

2. 区民まつりの報告について
3. 令和5年度 事業計画について

議題Ⅵ 財務委員会

1. 令和4年度 現預金残高推移表について
2. 令和4年度 会費未収金について
3. 令和4年度 上半期予算実績・決算見込
4. 事務所の更新について
5. その他

議題Ⅶ 総務委員会

1. 定時総会について

議題Ⅷ 女性部・青年部活動について

1. 活動報告について
2. 令和5年度 活動計画について

上記議題承認されました。

第26回定時総会のご案内

日時 5月23日(火) 開会 午後3時00分 場所 ホテルザノットヨコハマ

*総会に出席の方は出席票を、また、欠席される方は委任状を記名・押印の上ご提出ください。

なお、既に確定申告の際にご提出の方は必要ありません。お手数をおかけしますが、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

*議案の概要は、5月8日(月)～5月19日(金)まで本会事務所へ備え付けますので閲覧を希望の方はご連絡ください。また、ホームページにも掲載しますのでご覧ください。

※コロナの影響で会場等が変更する場合があります。変更の場合はホームページ上にてお知らせ致します。

5月の行事

23日(火)定時総会

4月の行事

17日(月)広報委員編集議会
24日(月)財務委員会

お知らせください!

【転居や廃業をされた方、変更のある方は申告会までご連絡ください。税務署への届出も申告会でお手続きできます。退会をご希望の方は退会届をご提出いただかないと会費が掛かります。指導受付時間 午前九時～十一時 午後一時～四時 業務終了時間 午後五時 ※土・日・祝日は休み

会費についてのお知らせ

令和5年度分(令和5年4月～令和6年3月分)会費は6月5日(月)に引落になりますので、引落口座の残高確認をお願いします。

正会員 20,000円 準会員 3,000円

令和5年4月1日時点で当会に在籍していると年会費が掛かります。お引落の会費はご返金できませんのでご了承ください。退会をご希望の方は退会届の提出が必要です。

横浜市からのお知らせ

固定資産税の「縦覧」制度について (令和5年度)

固定資産税の「縦覧」は、土地・家屋について、縦覧帳簿をご覧いただくことにより、納税者ご本人が所有する資産の価格と区内にある他の資産の価格とを比較し、ご本人の資産に対する評価が適正かを確認できる制度です(無料)。

- ▽期間 令和5年4月3日(月)から5月1日(月)まで[土・日・祝日を除く] (予定)
- ▽時間 8時45分から17時00分まで
- ▽場所 資産の所在する区の区役所税務課の窓口
- ▽縦覧できる方 固定資産税の納税者、その代理人など
- ▽必要書類 官公署発行の顔写真付き本人確認書類

【例】マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、パスポートなど

※顔写真付きでない場合は、納税通知書と健康保険証など2種類の書類が必要です。

※代理人の場合は、委任状及び代理人ご自身の本人確認書類が必要です。

(法人の場合は、委任状に代表者印を押印してください。)

訃報

謹んでご冥福をお祈りいたします。

令和四年

熊田 桂子(事業主) 不動産貸付業

三月二日 八十一才 旭区

山崎 節子(事業主) 不動産貸付業

九月十九日 九十三才 保土ヶ谷区

橋爪 敬一郎(事業主) クリーニング業

九月二十六日 八十五才 瀬谷区

曾根 重信(事業主) 不動産貸付業

十月七日 九十二才 瀬谷区

野口 秀雄(配偶者) 不動産貸付業

十月十日 七十五才 保土ヶ谷区

笹谷 一枝(事業主) 不動産貸付業

十月十一日 百才 旭区

渡辺 満代(配偶者) エンジニア

十月十一日 七十二才 瀬谷区

中島 慎司(事業主) 業務委託・不動産貸付業

十月十七日 六十四才 保土ヶ谷区

齋藤 千鶴子(事業主) 不動産貸付業

十月二十日 八十三才 旭区

加藤 小百合(事業主) 理容業

十月二十七日 五十四才 保土ヶ谷区

御沓 克裕(事業主) 歯科医師

十月三十一日 六十六才 瀬谷区

池田 幸政(事業主) 書道教授

十一月二十四日 八十八才 保土ヶ谷区

滝 淑子(専従者) 日本そば屋

十一月二十八日 八十五才 保土ヶ谷区

篠塚 哲夫(事業主) 保険外交員

十二月九日 六十九才 瀬谷区

令和五年

齊藤 マツイ(事業主) 不動産貸付業

一月七日 九十七才 瀬谷区

清水 和(事業主) 不動産貸付業

一月二十五日 八十八才 旭区

☆事業主・配偶者・専従者が亡くなられた時に会より弔慰金が給付されます。お近くの班長または事務局まで早急にご連絡ください。